



発行 東京都

保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不分明なため、同法第一百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和8年1月13日

東京都知事 小池百合子

## 一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不分明な相手方	掲示場所
西多摩郡奥多摩町留浦字ひやまご二〇五二番三、同番五、同番七	清水勇	奥多摩町役場
西多摩郡奥多摩町留浦字ひやまご二〇五二番九	清水光邦	

- 森林法第百八十九条の掲示……(産業労働局農林水産部森林課)…
- 告 示 (選)
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し…
- 政治団体の届出…
- 政治団体の届出事項の異動の届出…
- 政治団体の解散の届出…
- 資金管理団体の指定の届出…
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出…
- 資金管理団体でなくなつた旨の届出…
- 放置車両確認事務の委託(二十件)……(警視庁)…三

## 公 告

## 次

## ●東京都告示第十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、

## 二 通知の要旨

西多摩郡奥多摩町留浦字ぼうず谷二一五一番五、二一五四番八	川村靜馬
西多摩郡奥多摩町留浦字ぼうず谷二一五一番四、二一五四番四、同番五、二一五九番一	清水旭

清水彦三

清水祝男

## ●東京都選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設とし

## 告 示 (選)

## ●東京都選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和8年1月13日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

そんぽの家 ひばりが丘 西東京市西原町五丁目二番十二号

号

て指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和八年一月十三日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

有料老人ホーム アリア 杉並区宮前四丁目三十番三号  
久我山

介護老人保健施設 エバ 西東京市緑町三丁目六番一号  
グリーン田無

◎東京都選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六

条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年一月十三日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党的支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党的支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
自由民主党東京都第九選挙区支部	菅原 一秀	益子 宏章	練馬区東大泉1-34-8	R7. 7. 4	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党的支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都葛飾区第三十九支部	新城 政也	中村 陽太	葛飾区水元3-3-5	R7. 7. 28	○
自由民主党東京都葛飾区第四十支部	平光 ゆきみ	池田 宏	葛飾区青戸4-9-5	R7. 7. 18	○
自由民主党東京都葛飾区第四十一支部	閑根 なを子	濱井 京子	葛飾区高砂5-5-10	R7. 7. 22	○

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
みなおし党	酒井 智浩	酒井 百合子	江戸川区松島1-28	R7. 7. 1	参議院議員	酒井 智浩、参議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
アメリカ党	又吉 栄一	又吉 栄一	北区王子5-7-5	R7. 7. 7
葛飾区議と未来をつくる会	石川 敏男	青木 国泰	葛飾区細田4-34-5	R7. 7. 31
区民が主役の葛飾をつくる会	土田 章	森田 理絵	葛飾区高砂1-21-3	R7. 7. 11
新都市政策研究会	重松 佳幸	醍醐 駿平	江東区大島1-10-9	R7. 7. 17
醍醐駿平後援会	望月 正喜	三宅 浩一	江東区大島1-10-7	R7. 7. 17
デジタル政策研究会	濱元 秀俊	濱元 秀俊	世田谷区池尻3-19-24	R7. 7. 3
中山信行総合企画・政策研究会	中山 信行	中山 なほみ	足立区梅田7-10-16	R7. 7. 23
日々山高会	和田 崇	和田 崇	西東京市ひばりが丘1-1-1	R7. 7. 4
むさしのデザイン研究会	吉川 裕貴	吉川 裕貴	武藏野市吉祥寺南町2-4-3	R7. 7. 23

村越淳太後援会	村越 淳太	谷地館 秀元	府中市朝日町1-32-1 39	R7. 4. 25
めぐるつながる日野の会	吉澤 茜	吉澤 将則	日野市東豊田4-26-9	R7. 7. 25
山口かおると歩む会	青木 香織	青木 明	葛飾区細田4-34-5	R7. 7. 31

● 東京都選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年一月十三日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党足立総支部	薄井 浩一	代表者の氏名 会計責任者の氏名	薄井 浩一 水野 亜由美	中山 信行 小泉 博	R7. 7. 23
公明党北総支部	大松 成	会計責任者の氏名	熊木 貞一	宮島 修	R7. 7. 7
国民民主党東京都板橋区支部	高沢 一基	主たる事務所の所在地	板橋区宮本町 5 2 - 4	板橋区宮本町 2 4 - 1 3	R7. 3. 3
自由民主党板橋総支部	河野 雄紀	代表者の氏名	河野 雄紀	松田 康将	R7. 7. 1
自由民主党江東総支部	大空 幸星	主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の氏名	江東区東陽 4 - 1 - 2 大空 幸星 金子 央	江東区南砂 2 - 2 8 - 1 5 山崎 一輝 山本 香代子	R7. 6. 30
自由民主党小金井総支部	河野 律子	会計責任者の氏名	遠藤 百合子	市原 領太郎	R7. 4. 25
自由民主党東京都建設支部	木下 賢司	主たる事務所の所在地 会計責任者の氏名	千代田区飯田橋 1 - 4 - 1 本田 俊二	千代田区飯田橋 1 - 4 - 2 安 和博	R7. 7. 2
自由民主党東京都支部連合会	井上 信治	会計責任者の氏名	高橋 信博	相川 博	R7. 7. 1
自由民主党東京都練馬区第三十五支部	辻 誠心	主たる事務所の所在地	練馬区北町 6 - 3 5 - 2 7	練馬区北町 8 - 2 1 - 3	R7. 3. 31
立憲民主党東京都第6区総支部	落合 貴之	会計責任者の氏名	岩田 貴洋	下野 克治	R7. 7. 23

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
愛と感謝の文京区	西村 恵	代表者の氏名	西村 恵	西村 修	R7. 2. 28
浅草税理士政治連盟	藤岡 敏彦	代表者の氏名	藤岡 敏彦	大重 拓朗	R7. 6. 20
あしたの会	梅澤 照正	会計責任者の氏名	五味 良彦	秋山 純	R7. 6. 24
阿部美砂とすずかけ会議	阿部 美砂	主たる事務所の所在地	立川市柏町 4 - 6 - 2 1	立川市砂川町 1 - 1 3 - 2 9	R6. 12. 15
板津道也後援会	板津 道也	主たる事務所の所在地	江東区大島 8 - 3 9 - 2 2	江東区扇橋 1 - 4 - 2	R7. 2. 1

稻垣こうじ後援会	稻垣 康治	政治団体の名称	稻垣こうじ後援会	稻垣康治後援会	R7. 7. 11
岩崎朗を励ます会	岩崎 朗	主たる事務所の所在地	福岡県糸島市志摩初267-34	台東区寿4-16-5	R7. 7. 7
		会計責任者の氏名	小西 美木	長谷川 幸緒	R7. 7. 7
上野税理士政治連盟	白川 康一	代表者の氏名	白川 康一	宮崎 正則	R7. 6. 13
大竹としあき後援会	大竹 利明	主たる事務所の所在地	八王子市高尾町1143-5	八王子市東浅川町1059-7	R7. 3. 31
大松あきら後援会	大松 成	会計責任者の氏名	古田 しのぶ	樋園 洋一	R7. 7. 7
おぎの稔後援会	荻野 稔	会計責任者の氏名	荻野 晴絵	管野 護人	R7. 7. 23
小倉まさのぶ後援会	小倉 將信	主たる事務所の所在地	中央区日本橋2-2-5	町田市原町田5-4-7	R7. 6. 14
輝く未来を共につくる会	齊藤 礼	主たる事務所の所在地	板橋区中板橋22-3	板橋区中板橋27-8	R7. 7. 22
憲法改正反対党	根本 良輔	政治団体の名称	憲法改正反対党	根本りょうすけ後援会	R7. 7. 25
小石川税理士政治連盟	貝沼 稔	代表者の氏名	貝沼 稔	篠崎 榮子	R7. 6. 16
財政社会保障懇談会	小野 一郎	主たる事務所の所在地	杉並区方南2-12-24	杉並区永福1-33-10	R7. 7. 20
崎山知尚後援会	崎山 知尚	主たる事務所の所在地	荒川区西尾久6-32-12	荒川区西尾久3-20-3	R7. 3. 31
将成会	小倉 將信	主たる事務所の所在地	中央区日本橋2-2-5	町田市原町田5-4-7	R7. 5. 29
新宿税理士政治連盟	飯塚 陽	代表者の氏名	飯塚 陽	梅村 信敏	R7. 6. 23
		会計責任者の氏名	吉本 かずえ	高橋 和彦	R7. 6. 23
杉並税理士政治連盟	成田 忠幸	会計責任者の氏名	山本 文枝	森下 基樹	R7. 6. 23
田村英樹後援会	田村 英樹	会計責任者の氏名	羽田野 恒司	遠藤 昇	R7. 7. 15
地域の声を市政に届ける。	森本 厚子	政治団体の名称	地域の声を市政に届ける。	鶴川地域の声を市政に届ける。	R7. 7. 4
地下鉄8号線を実現する会	板津 道也	主たる事務所の所在地	江東区大島8-39-22	江東区石島17-14	R7. 2. 1
つじ誠心後援会 誠心会	辻 誠心	主たる事務所の所在地	練馬区北町6-35-27	練馬区北町8-21-3	R7. 3. 31
東京都医師政治連盟住原支部	木内 茂之	会計責任者の氏名	柿木 一邦	西川 順一	R7. 6. 29

東京都医師政治連盟小石川支部	吉橋 秀貴	代表者の氏名	吉橋 秀貴	内海 裕美	R7. 6. 27
東京都医師政治連盟国分寺支部	奥山 尚	代表者の氏名	奥山 尚	高木 智匡	R7. 6. 28
東京都医師政治連盟豊島支部	小林 裕太郎	代表者の氏名	小林 裕太郎	土屋 淳郎	R7. 7. 28
		会計責任者の氏名	大橋 正明	小林 裕太郎	R7. 7. 28
東京都医師政治連盟文京支部	細部 高英	会計責任者の氏名	清家 正弘	森谷 茂樹	R7. 7. 1
東京都蒲田歯科医師連盟	内田 秀彰	代表者の氏名	内田 秀彰	高道 一臣	R7. 7. 1
東京都歯科医師連盟小金井支部	黒田 俊太郎	代表者の氏名	黒田 俊太郎	吉越 留美	R7. 6. 28
東京都宅建政治連盟江東支部	堀 敬太	代表者の氏名	堀 敬太	豊田 芳博	R7. 7. 25
東京土地家屋調査士政治連盟	野城 宏	会計責任者の氏名	八島 隆晃	島田 泰幸	R7. 7. 9
東京都薬剤師連盟	馬場 孝道	代表者の氏名	馬場 孝道	小野 稔	R7. 4. 1
豊島区医師政治連盟	小林 裕太郎	代表者の氏名	小林 裕太郎	土屋 淳郎	R7. 7. 28
		会計責任者の氏名	大橋 正明	小林 裕太郎	R7. 7. 28
都民ファーストの会板橋区第一支部	中山 詩都	主たる事務所の所在地	板橋区徳丸1-55-3	板橋区徳丸2-23-3	R7. 7. 28
都民ファーストの会江戸川区第一支部	山田 麻美	主たる事務所の所在地	江戸川区南小岩8-20-14	江戸川区東小岩6-1-6	R7. 7. 23
都民ファーストの会佐藤なおみ後援会	佐藤 直美	政治団体の名称	都民ファーストの会佐藤なおみ後援会	都民ファーストの会寺下なおみ後援会	R7. 7. 23
		代表者の氏名	佐藤 直美	寺下 直美	R7. 7. 23
		会計責任者の氏名	佐藤 直美	寺下 直美	R7. 7. 23
都民ファーストの会なかやましづ後援会	中山 詩都	主たる事務所の所在地	板橋区徳丸1-55-3	板橋区徳丸2-23-3	R7. 7. 28
都民ファーストの会山田あさみ後援会	山田 麻美	主たる事務所の所在地	江戸川区南小岩8-20-14	江戸川区東小岩6-1-6	R7. 7. 23
都民ファーストの会龍円あいり後援会	龍円 愛梨	会計責任者の氏名	田中 理沙	長谷川 未和	R7. 7. 1
中山ひとみ後援会	中山 ひと美	主たる事務所の所在地	立川市曙町3-2-15	立川市曙町3-49-5	R6. 4. 5
西村修後援会	西村 恵	代表者の氏名	西村 恵	西村 修	R7. 2. 28

日本薬業政治連盟東京支部	福神 雄介	会計責任者の氏名	中村 浩一郎	加藤 尚章	R7. 5. 14
練馬西税理士政治連盟	内田 明仁	代表者の氏名	内田 明仁	鳥山 直哉	R7. 6. 20
		会計責任者の氏名	常安 俊宏	倉根 隆裕	R7. 6. 20
八王子税理士政治連盟	石井 健一	代表者の氏名	石井 健一	花形 守康	R7. 6. 12
		会計責任者の氏名	小澤 朋弘	直井 利恵	R7. 6. 12
八田一彦を育てる会	八田 一彦	主たる事務所の所在地	昭島市緑町1-8-19	昭島市松原町3-10-26	R7. 7. 16
東村山税理士政治連盟	吉田 剛	代表者の氏名	吉田 剛	土田 士朗	R7. 6. 12
ひがしゆき後援会	東 由貴	主たる事務所の所在地	品川区西五反田8-10-21	品川区東五反田2-20-2	R7. 7. 23
		会計責任者の氏名	加藤 孝	大原 尚子	R7. 7. 23
細谷しょうこ後援会	細谷 祥子	政治団体の名称	細谷しょうこ後援会	都民ファーストの会細谷しょうこ後援会	R7. 5. 14
本郷税理士政治連盟	星野 典子	会計責任者の氏名	青木 貴彦	石倉 園子	R7. 6. 23
本間としえ励ます会	本間 利江	会計責任者の氏名	金子 弘基	張川 得太郎	R7. 7. 10
松尾祐樹後援会	松尾 祐樹	会計責任者の氏名	松尾 龍介	那須 篤	R7. 7. 3
港区民の未来を明るくする会	大塚 由夏	主たる事務所の所在地	港区南青山2-22-14	港区北青山3-3-7	R7. 7. 20
未来会議	石井 智子	代表者の氏名	石井 智子	谷口 泰世	R7. 3. 31
みんなで日本を良くする会	落合 貴之	会計責任者の氏名	岩田 貴洋	下野 克治	R7. 7. 23
むさしのデザイン研究会	吉川 裕貴	主たる事務所の所在地	武藏野市吉祥寺南町2-4-3	武藏野市吉祥寺東町4-11-3	R7. 4. 20
村松一希後援会	村松 一希	政治団体の名称	村松一希後援会	都民ファーストの会村松一希後援会	R7. 7. 11
目黒税理士政治連盟	荒野 俊一	代表者の氏名	荒野 俊一	古川 真理	R7. 6. 20
		会計責任者の氏名	宮浦 圭一郎	荒野 俊一	R7. 6. 20
もがみよしのり後援会	最上 佳則	会計責任者の氏名	最上 佳則	岩谷 和樹	R7. 7. 23
渡部しゅうじ後援会	渡部 修士	主たる事務所の所在地	港区台場1-1-1	豊島区北大塚3-12-10	R6. 6. 2

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出されていた岩崎朗を励ます会は、福岡県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

● 東京都選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年一月十三日

東京都選挙管理委員会

1 政党的支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都江戸川区第十三支部	肌野 裕治	R7. 7. 23
日本維新の会衆議院東京都第10選挙区支部	鈴木 裕子	R7. 6. 30

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
いざわ京子後援会	佐藤 忠則	R7. 7. 28
ウエスト東京21	坂井 和彦	R7. 7. 17
奥秋利郎後援会	奥秋 利郎	R7. 6. 30
輝く未来を共につくる会	齊藤 礼	R7. 7. 22
三水会	米良 紘一郎	R7. 6. 30
新江東元気宣言	岡本 光樹	R7. 7. 18
高倉良生を励ます会	高倉 良生	R7. 7. 25
中山会	閔 晶比古	R7. 7. 14
中山信行政策研究会	中山 信行	R7. 7. 22
西田伸太郎後援会	西田 伸太郎	R7. 7. 15
西村修後援会	西村 恵	R7. 7. 22
松本光博を育てる会	松本 光博	R7. 7. 24
むさしのデザイン研究会	吉川 裕貴	R7. 7. 22

## ◎ 東京都選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年一月十三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
青木 香織	区議会議員	山口かおると歩む会	葛飾区細田4-34-5	R7. 7. 31
酒井 智浩	参議院議員	みなおし党	江戸川区松島1-28	R7. 7. 1
鳥海 彩	都議会議員	鳥海彩後援会	大田区田園調布5-38-9	R7. 4. 13
和田 崇	市議会議員	日々山高会	西東京市ひばりが丘1-1-1	R7. 7. 1

## ◎ 東京都選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年一月十三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
阿部 美砂	阿部美砂とすずかけ会議	主たる事務所の所在地	立川市柏町4-6-21	立川市砂川町1-13-29	R6. 12. 15
稻垣 康治	稻垣こうじ後援会	政治団体の名称	稻垣こうじ後援会	稻垣康治後援会	R7. 7. 11
岩崎 朗	岩崎朗を励ます会	公職の種類	県議会議員	都議会議員	R7. 7. 7
		主たる事務所の所在地	福岡県糸島市志摩初267-34	台東区寿4-16-5	R7. 7. 7
崎山 知尚	崎山知尚後援会	主たる事務所の所在地	荒川区西尾久6-32-12	荒川区西尾久3-20-3	R7. 3. 31
関戸 雅敏	新宿政経研究会	公職の種類	都議会議員	市議会議員	R6. 12. 20
高橋 真規子	高橋まきこ後援会	公職の種類	都議会議員	区議会議員	R7. 6. 13
中山 詩都	都民ファーストの会なかやましづ後援会	主たる事務所の所在地	板橋区徳丸1-55-3	板橋区徳丸2-23-3	R7. 7. 28
中山 ひとみ	中山ひとみ後援会	主たる事務所の所在地	立川市曙町3-2-15	立川市曙町3-49-5	R6. 4. 5
根本 良輔	憲法改正反対党	政治団体の名称	憲法改正反対党	根本りょうすけ後援会	R7. 7. 25
八田 一彦	八田一彦を育てる会	主たる事務所の所在地	昭島市緑町1-8-19	昭島市松原町3-10-26	R7. 7. 16
東 由貴	ひがしゆき後援会	公職の種類	都議会議員	区議会議員	R7. 6. 13
		主たる事務所の所在地	品川区西五反田8-10-21	品川区東五反田2-20-2	R7. 7. 23
細谷 祥子	細谷しょうこ後援会	政治団体の名称	細谷しょうこ後援会	都民ファーストの会細谷しょうこ後援会	R7. 5. 14

松本 光博	松本光博を育てる会	公職の種類	都議会議員	区議会議員	R7. 2. 25
村松 一希	村松一希後援会	政治団体の名称	村松一希後援会	都民ファーストの会村 松一希後援会	R7. 7. 11
山田 麻美	都民ファーストの会山田あさみ 後援会	主たる事務所の所在地	江戸川区南小岩 8-2 0-14	江戸川区東小岩 6-1 -6	R7. 7. 23

## ● 東京都選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなつた旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年一月十三日

東京都選挙管理委員会

## 1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
岡本 光樹	新江東元気宣言	R7. 7. 18
奥秋 利郎	奥秋利郎後援会	R7. 6. 30
高倉 良生	高倉良生を励ます会	R7. 7. 22
中山 信行	中山信行政策研究会	R7. 7. 22
松本 光博	松本光博を育てる会	R7. 7. 24

# 公示

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁調布警察署長  
警視 簡井朝彦  
記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称 株式会社GFM  
(2) 所在地 愛知県弥富市鯉浦町南前新田56番地3
- 2 確認事務を行う区域及び期間  
(1) 区域 警視庁調布警察署の管轄区域  
(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁多摩中央警察署長  
警視 金岡健生  
記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称 株式会社GFM  
(2) 所在地 愛知県弥富市鯉浦町南前新田56番地3
- 2 確認事務を行う区域及び期間  
(1) 区域 警視庁多摩中央警察署の管轄区域  
(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁府中警察署長  
警視 水 村 淳  
記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称 株式会社コアズ  
(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号
- 2 確認事務を行う区域及び期間  
(1) 区域 警視庁府中警察署の管轄区域  
(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁日野警察署長  
警視 柳 下 一 利  
記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称 株式会社コアズ  
(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号
- 2 確認事務を行う区域及び期間  
(1) 区域 警視庁日野警察署の管轄区域  
(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁小金井警察署長  
警視 渡 辺 裕 子  
記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称 株式会社コアズ  
(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号
- 2 確認事務を行う区域及び期間  
(1) 区域 警視庁小金井警察署の管轄区域  
(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁武蔵野警察署長  
警視 大 久 保 雅 輝  
記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称 株式会社アネシス  
(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地
- 2 確認事務を行う区域及び期間  
(1) 区域 警視庁武蔵野警察署の管轄区域  
(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁三鷹警察署長  
警視 山崎 広行  
記

## 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネジス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

## 2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁三鷹警察署の管轄区域

(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁三鷹警察署長  
警視 正五郎 嵩 真慈  
記

## 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

## 2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁町田警察署の管轄区域

(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁高尾警察署長  
警視 山田 幸雄  
記

## 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

## 2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁高尾警察署の管轄区域

(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁南大沢警察署長  
警視 堀口 栄二  
記

## 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

## 2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁南大沢警察署の管轄区域

(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁八王子警察署長

警視正 四郎園 文明

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称 株式会社G.F.M.  
(2) 所在地 愛知県弥富市鯖浦町南前新田56番地3
- 2 確認事務を行う区域及び期間  
(1) 区域 警視庁八王子警察署の管轄区域  
(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁八王子警察署長

警視正 高橋 友美

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称 株式会社アネシス  
(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地
- 2 確認事務を行う区域及び期間  
(1) 区域 警視庁立川警察署の管轄区域  
(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁昭島警察署長

警視 高橋 健一

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称 株式会社G.F.M.  
(2) 所在地 愛知県弥富市鯖浦町南前新田56番地3
- 2 確認事務を行う区域及び期間  
(1) 区域 警視庁昭島警察署の管轄区域  
(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

- 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称 株式会社アネシス  
(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地
- 2 確認事務を行う区域及び期間  
(1) 区域 警視庁小平警察署の管轄区域  
(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 東 京 都 布 告 公 告

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁田無警察署長  
警視 藤 聰 記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称 株式会社アネシス  
(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地
- 2 確認事務を行う区域及び期間  
(1) 区域 警視庁田無警察署の管轄区域  
(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁東村山警察署長  
警視 松 崎 充 記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称 株式会社アネシス  
(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地
- 2 確認事務を行う区域及び期間  
(1) 区域 警視庁東村山警察署の管轄区域  
(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁青梅警察署長  
警視 末 次 健 次 記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称 シンティ警備株式会社  
(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号
- 2 確認事務を行う区域及び期間  
(1) 区域 警視庁青梅警察署の管轄区域  
(2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 東京都公報

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁五日市警察署長  
警視 鍋 坂 昌 洋  
記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地  
 (1) 名称 シンティ警備株式会社  
 (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号
- 2 確認事務を行う区域及び期間  
 (1) 区域 警視庁五日市警察署の管轄区域  
 (2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項  
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付  
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の  
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

警視庁東大和警察署長  
警視 森 浩 史  
記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地  
 (1) 名称 シンティ警備株式会社  
 (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号
- 2 確認事務を行う区域及び期間  
 (1) 区域 警視庁東大和警察署の管轄区域  
 (2) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

行	東	都	号
発	東京都新宿区西新宿1丁目八番1号	便番	163-8001
電話	○11(5111)1111(代)	便定	113-0001
FSC	FSC C006270	印	印
リサイクル適性	◎	本	勝美印刷株式会社
	ミックス紙	箇	東京都文京区白山1丁目11番7号
	FSC	月	電話 ○11(11)8111-5110(代)